

# 歩道を通行できる場合でも、 守るべき交通ルールがあります

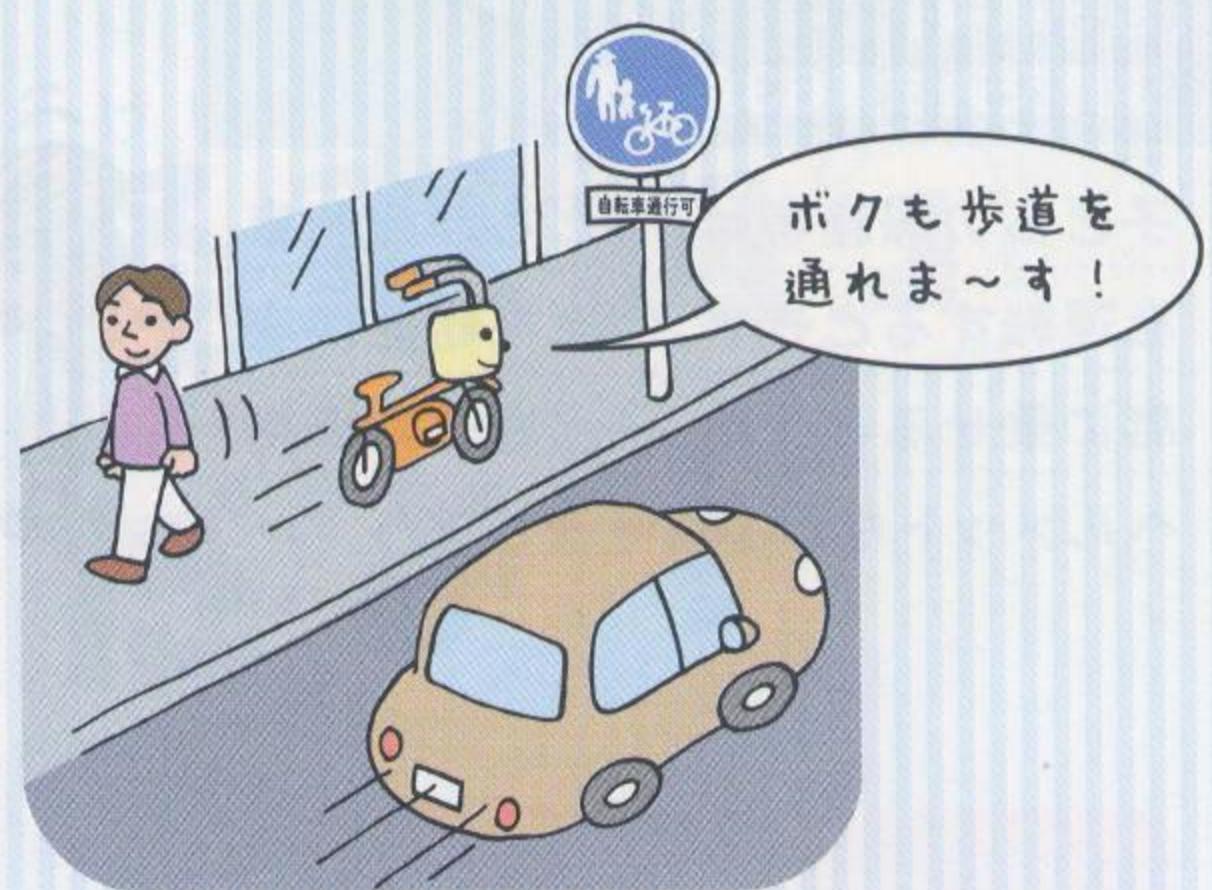
## 【普通自転車の歩道通行】

道路交通法第63条の4第1項

- 自転車歩道通行可の標識等がある場合。
- 自転車を運転している人が
  - ・13歳未満の子ども
  - ・70歳以上の高齢者
  - ・身体の不自由な人の場合。
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合。

歩道を通行することができる。

H20.6.1施行



## 【普通自転車の歩道通行】

道路交通法第63条の4第2項

罰則:2万円以下の罰金又は料料

- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道よりの部分を通行しなければならない。
- 歩道を通行する場合、すぐ停止できるような速度で徐行すること。
- 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。
- 自転車通行指定部分がある時は、指定部分を通行しなければならない。
- 自転車通行指定部分については、指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行すること。

H20.6.1施行

